

新世代成長株ファンド

愛称：ダイワ大輔

追加型投信／国内／株式

信託期間：1999年12月15日 から 2050年12月14日 まで

基準日：2025年2月28日

決算日：毎年12月14日(休業日の場合翌営業日)

回次コード：2857

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

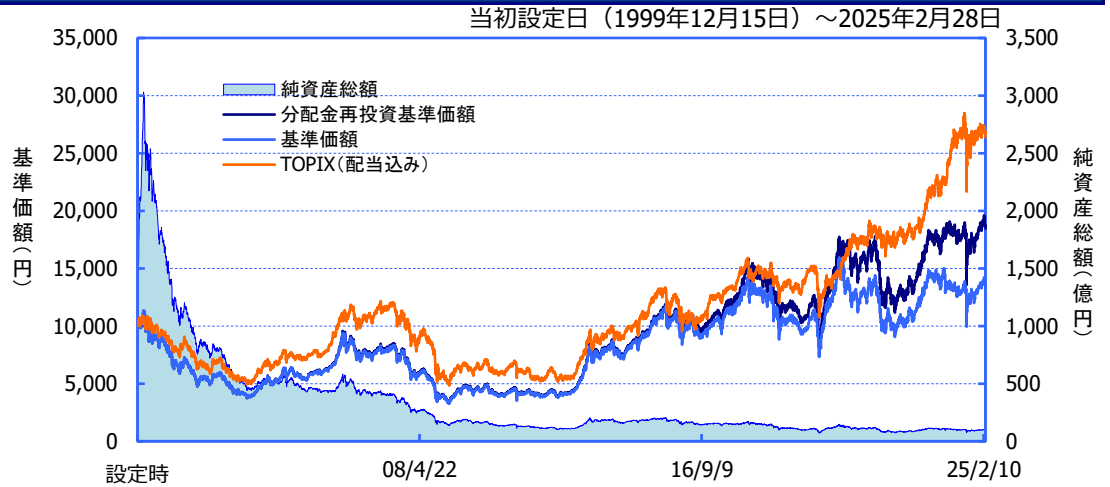
《基準価額・純資産の推移》

2025年2月28日現在

基準価額	13,405 円
純資産総額	95億円

期間別騰落率

期間	ファンド	参考指数
1か月間	-3.7 %	-3.8 %
3か月間	+4.5 %	+0.2 %
6か月間	+7.3 %	+0.0 %
1年間	+0.3 %	+2.6 %
3年間	+48.1 %	+53.2 %
5年間	+82.1 %	+100.2 %
年初来	-2.7 %	-3.7 %
設定来	+84.6 %	+163.8 %



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
 ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
 ※TOPIX(東証株価指数、配当込み)は当ファンドのベンチマークではありませんが、参考指数として掲載しています。
 ※グラフ上のTOPIX(配当込み)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。
 ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金
第1～13期 合計:	105円
第14期 (13/12)	0円
第15期 (14/12)	0円
第16期 (15/12)	400円
第17期 (16/12)	0円
第18期 (17/12)	650円
第19期 (18/12)	0円
第20期 (19/12)	0円
第21期 (20/12)	1500円
第22期 (21/12)	0円
第23期 (22/12)	0円
第24期 (23/12)	1400円
第25期 (24/12)	100円
分配金合計額	設定来: 4,155円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成

資産	銘柄数	比率
国内株式	75	99.1%
国内株式先物	---	---
不動産投資信託等	---	---
コール・ローン、その他	---	0.9%
合計	75	100.0%

株式市場・上場別構成

市場	比率
東証プライム市場	71.9%
東証スタンダード市場	12.3%
東証グロース市場	14.9%
地方市場・その他	---

組入上位10銘柄

銘柄名	比率
日本ホスピスHLDGS	5.3%
フューチャー	5.0%
GREEN EARTH INST	3.2%
ヤマシンフィルタ	2.8%
タダノ	2.7%
オークマ	2.6%
FUJI	2.6%
日東紡績	2.6%
ディー・エヌ・エー	2.5%
グリーンズ	2.2%

株式業種別構成

東証33業種名	比率
サービス業	27.6%
機械	20.1%
情報・通信業	11.3%
化学	8.3%
小売業	5.7%
電気機器	4.9%
建設業	3.6%
ガラス・土石製品	3.6%
輸送用機器	3.4%
その他	10.5%

組入上位10銘柄

東証33業種名	比率
サービス業	5.3%
情報・通信業	5.0%
サービス業	3.2%
機械	2.8%
機械	2.7%
機械	2.6%
機械	2.6%
ガラス・土石製品	2.6%
サービス業	2.5%
サービス業	2.2%

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

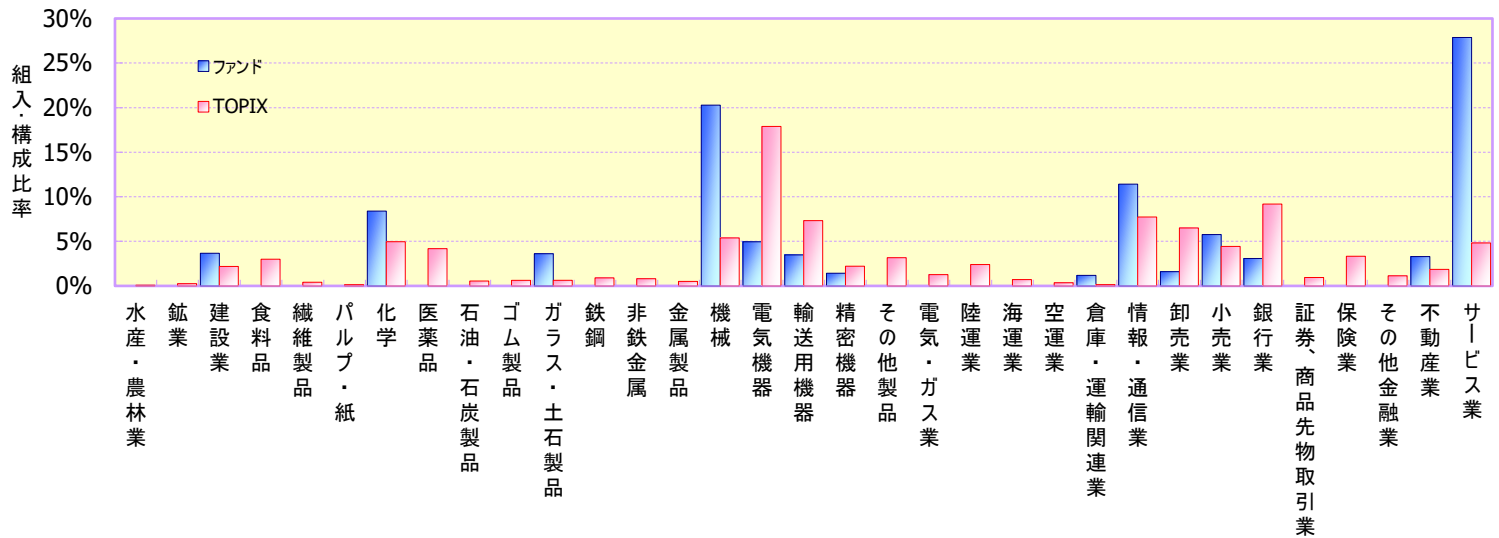
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会



＜ファンドマネージャーのコメント＞

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

＜株式市況＞

国内株式市場は下落しました。トランプ米政権がカナダ・メキシコに25%、中国に10%の追加関税を課す方針を示したことで投資家心理が悪化し下落して始まりました。その後、カナダ・メキシコについて適用が1カ月延期されたこともあり、月半ばにかけて下落幅を縮めました。しかし、トランプ米政権の関税政策への不透明感は根強く、対中半導体規制強化への懸念に加え、円高が進行したことで月末にかけて株価は一層弱含みました。

＜運用経過＞

当ファンドでは、新世代の中小型成長株を中心に、競争優位性や中長期的な成長性に着目し、厳選投資を行っています。日々の調査活動において、成長性、業績モメンタム、バリュエーションなどを考慮して、魅力度の高い銘柄に厳選投資を行うことにより、受益者のみなさまに良好なパフォーマンスを届けていきたいと考えています。

売買については、今後の成長性や割安感を考慮して、DX（デジタルトランスフォーメーション）関連銘柄、建設関連銘柄、米国で業績を拡大できる銘柄などを買い付けました。一方で、株価上昇により割安感が薄れた銘柄、長期的な成長ストーリーに変化が生じた銘柄、今後の成長鈍化や業績悪化が警戒される銘柄などを売却しました。

2月の当ファンドの基準価額は、下落しました。生成AI関連銘柄、インバウンド関連銘柄などが下落したことが主な要因となりました。

＜今後の運用方針＞

日本株式市場については、一進一退の展開を想定しています。米国においては、足元の経済指標は一部で低調であるものの、今後はトランプ大統領のアメリカファースト政策、減税や財政政策などの景気刺激策、2028年のロサンゼルスオリンピックなどを控えていることもあり、当面は底堅い景気が続くと考えられます。一方で、世界経済全体については、各国への関税引き上げなどもあり、各国に与える景気への影響を慎重に見極める必要があると考えています。また、トランプ大統領の政策によって米国のインフレ再燃が警戒されること、イールドスプレッドからみて米国株式市場の割安感がないことは警戒が必要と考えています。今後は、米国のインフレ動向や利下げのペース、為替の動向、日銀の金融政策に与える影響を慎重に見極めていきたいと思っています。このような環境下で、当面の世界経済は米国一強の見通しが強いいため、米国で業績を拡大できる企業に注目していきたいと思っています。また、関税などの影響が不透明な外需株が投資をしにくい環境下になるため、過去数年厳しい状況が続く、割安感が強まっている内需の中小型グロース株にも注目したいと考えています。

ポートフォリオについては、成長市場でビジネスを行う銘柄を中心に構築していく方針です。具体的には、米国で業績を拡大できる銘柄、暗号資産関連銘柄、金融関連銘柄、半導体関連銘柄、DX（デジタルトランスフォーメーション）関連銘柄、データセンター関連銘柄、サイバーセキュリティ関連銘柄、防衛関連銘柄、婚活サービス関連銘柄、子育て支援関連銘柄、事業承継M&A（企業の合併・買収）関連銘柄、インバウンド関連銘柄、宇宙関連銘柄、造船関連銘柄、介護などの高齢化社会で貢献が期待される銘柄、バイオものづくり関連銘柄、海外での成長ストーリーがある銘柄などに注目してまいります。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・わが国の株式の中から、取得時において発行済株式総数※1 が 2 億株未満の株式※2 に投資します。
 - ※1 銘柄間の比較ができるよう、2001 年 9 月末日の額面や単元株の株数などから委託会社の判断で株数を修正することがあります。
 - ※2 当該株式の発行会社の転換社債および転換社債型新株予約権付社債を含むものとします。
- ・毎年 12 月 14 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用														
	料率等	費用の内容												
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3% (税抜 3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。												
信託財産留保額	ありません。	—												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
	料率等	費用の内容												
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.672% (税抜 1.52%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。												
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。												
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。												
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。												
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)</th> <th>受託会社 (信託財産の純資産総額に応じて)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td>年率0.60%</td> <td>年率0.10%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上 1,000億円未満の場合</td> <td>年率0.68%</td> <td>年率0.08%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の場合</td> <td>年率0.82%</td> <td>年率0.06%</td> </tr> </tbody> </table>	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社 (信託財産の純資産総額に応じて)	300億円未満の場合	年率0.60%	年率0.10%	300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.68%	年率0.08%	1,000億円以上の場合	年率0.82%	年率0.06%
販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社 (信託財産の純資産総額に応じて)													
300億円未満の場合	年率0.60%	年率0.10%												
300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.68%	年率0.08%												
1,000億円以上の場合	年率0.82%	年率0.06%												
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。												

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	1 口単位または 1 万口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	（2024 年 11 月 4 日まで） 午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） （2024 年 11 月 5 日以降） 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◀ 当資料のお取り扱いにおけるご注意 ▶

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

新世代成長株ファンド（愛称：ダイワ大輔）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第3号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○		
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○			
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○			
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○		○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○		○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第8号	○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○		○	
光世証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第14号	○			
國府証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第70号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
三縁証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第22号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		○	
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第120号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		○
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○		○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

新世代成長株ファンド（愛称：ダイワ大輔）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
二浪証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第6号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○			
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
三津井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	○			
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。